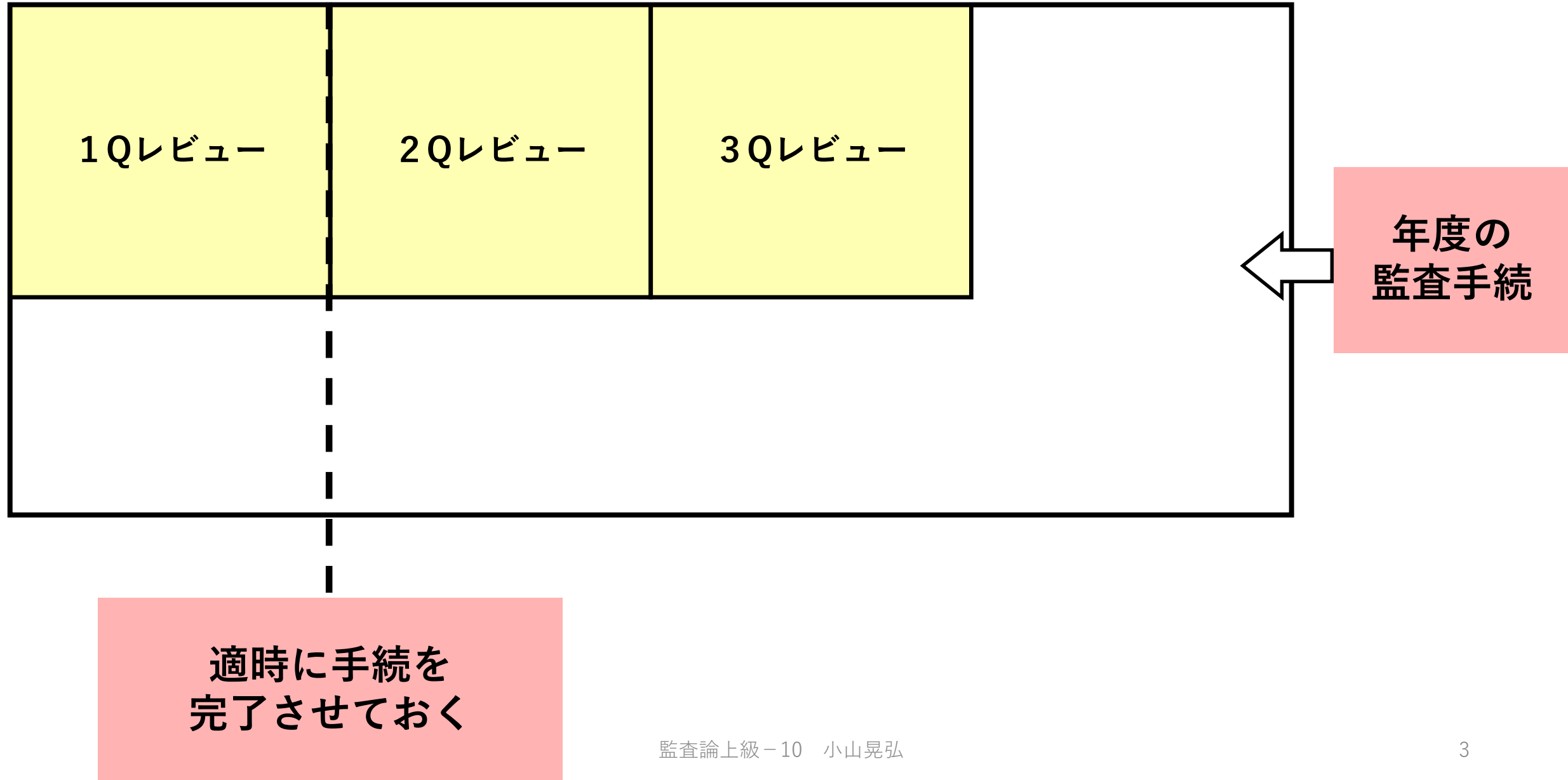


対比・類比・共通	年度監査	四半期レビュー
目的	財務諸表の適正性に関する”積極的”形式による ”意見”の表明にある	四半期財務諸表の適正性に関する”消極的”形式による ”結論”の表明にある
主題	企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況	
共通点	①経営者が作成した財務諸表の「適正性」を保証するために実施される ②実施主体が独立性を有した職業的専門家に限定される ③会計基準を判断の規準として自らが入手した証拠に基づき判断した結果を報告する	
一定の規準	企業会計の基準	四半期財務諸表の作成基準
基準（監査人）	監査基準	四半期レビュー基準 1 目的、2 実施、3 報告の3つの区分から構成 （「監査基準」の”一般基準”がこちらでも適用）
品質管理基準	○	○
不正リスク対応基準	○	×
結論報告形態	適正に表示しているかどうか 合理的保証	適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうか 限定的保証
表現形式上の区別	積極的形式	消極的形式
保証水準	監査リスクを合理的に低い水準に抑える、 合理的保証業務	不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑える、 限定的保証業務
	合理的な保証 →監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることが目的	（適時開示要請から(期末後45日以内開示)） 年度の財務諸表監査よりも 保証水準を低くすることができる保証業務 →不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えることが目的
重要性の基準値	ex) 税前利益の5%	年度監査の重要性の基準値を上限（年度≧四半期）
手続	監査人が必要と判断した手続 （手続は限定されない） ex) 実証手続…実査・立会・確認等	質問・分析的手続・ その他の四半期レビュー手続（限定した手続） ※運用評価手続や実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない
継続企業の前提	-	重要な変化の有無
評価	1年	1年(※漸減)
対応策	1年	3ヶ月
経営者確認書	同じ	同じ
後発事象	同じ	同じ
経営者等への伝達と対応	同じ	同じ
他の監査人の利用	同じ	同じ
監査人	同一の監査人	同一の監査人

テp.219～233 <四半期レビュー基準の通読>

テキスト	重要な語句又はセンテンス等		コメント・注意事項
219	目的基準	「一般に公正妥当と認められる四半期F/Sの作成基準」「適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうか」→「結論として表明」「不適切な結論を表明するリスク」→「適度な水準」	会計基準の相違 消極的形式(テ219*1) cf「監査リスク」 保証水準は相対的に低い
220	実施基準	四半期財務諸表の作成に係る内部統制の理解	特有処理に留意(テ220*1)
		「四半期レビュー計画を、年度…監査計画のなかで策定可能」	「できる」(容認)(テ220*2)
221		「質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続」(実証手続不要)	限定的手続(テ220*3)
		「監査人の結論の基礎」を与えるもの	cf「意見表明の基礎」
		「質問」例示→質問に対する回答の裏付け証拠不要	回答裏付け不要(テ221*2)
222		「分析的手続」例示→「矛盾・異常な変動」→「追加的な質問」	年度と異なる点(テ221*3)に留意
		「四半期F/Sが年度F/Sの作成基礎…に基づいて作成」	G/L・精算表一致(テ221*1)
		「適正に表示していない事項(可能性)」→「追加的な手続」	質問、閲覧等(テ222*1)
224		GC質問→「不確実性」あり→追加的な手続(質問・閲覧等)	
		後発事象・経営者確認書・経営者等への伝達と対応、他の監査人の利用は、年度と同様	
226	報告基準	「結論の表明」(上記目的基準と同様「消極的形式」)	cf「意見表明」
		「審査」を受ける点は同様	柔軟な定め可(テ226*1)
231		「結論に関する除外」→「限定付結論」「否定的結論」	可能であれば影響(テ231*1)
		テ231結論に関する除外、テ232範囲制約、追記、テ233その他の報告は、年度とほぼ同様	



テp.222～ <四半期レビューにおける継続企業の前提に関する検討>

①前会計期間末に「事象・状況」+「不確実性」あり (前会計期間末にGC注記アリ)	「事象状況」、「経営者の評価・対応策」の変化の質問→ 「大きな変化」なし→前会計期の開示を踏まえた同様の開示 (「大きな変化」あり→②へ) (注1)大きな変化なし→前会計期間における経営者の評価期間の踏襲可
②前会計期間末に「不確実性」なし (当四半期会計期間に「事象状況」あり)	「経営者の評価・対応策」を含めGC前提に関する開示の要否について質問 →「不確実性」の有無の判断(注2)→「不確実性」あり→追加的な質問や関係書類の 閲覧等の追加的な手続を実施

(注1)例えば、第1Qで「事象・状況」発生→「重要な不確実性」アリ(GC注記アリ)の場合、第1Q末～翌第1Qまでの1年間の経営者の評価が必要。その後、仮に第2Q末まで「大きな変化」がなければ、第2Q末では、上記の1年分の評価-3ヵ月(第1Q)経過=残り9ヵ月(第2Q末～翌第1Q)評価の踏襲が可能(テ223*3)。

(注2)「重要な不確実性」の有無の判断に際しては、当該四半期会計期間末の翌日から少なくとも1年間の経営者の評価及び少なくとも翌四半期会計期間の末日までの経営者の対応策の検討が必要。

(ケース1) 前年事業年度末に「不確実性」あり→GC注記

【前提】

事象/状況/
評価/対応策
に大きな変化が
がない場合

前末

当末

事象・状況
発生

1 Q

2 Q

3 Q

4 Q

1 年間の評価

1 年間の対応策

第1 Q経過後

残り9ヶ月の評価・対応策の踏襲可
(新たな評価・対応策不要)

(ケース2) 第1 Q末に「不確実性」あり→GC注記

事象・状況
発生

1 Q

2 Q

3 Q

4 Q

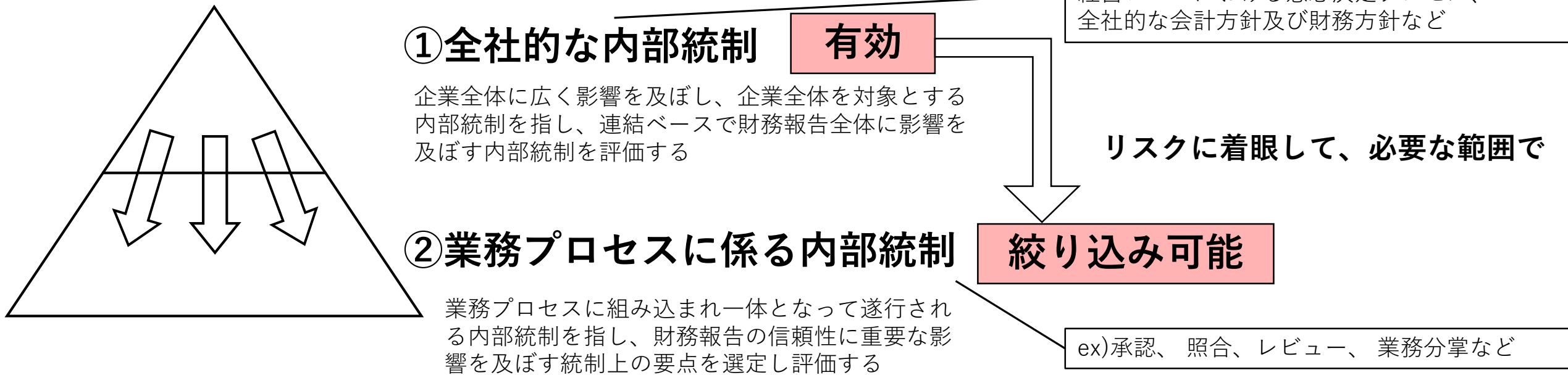
翌1 Q

1 年間の評価

3ヶ月の対応策

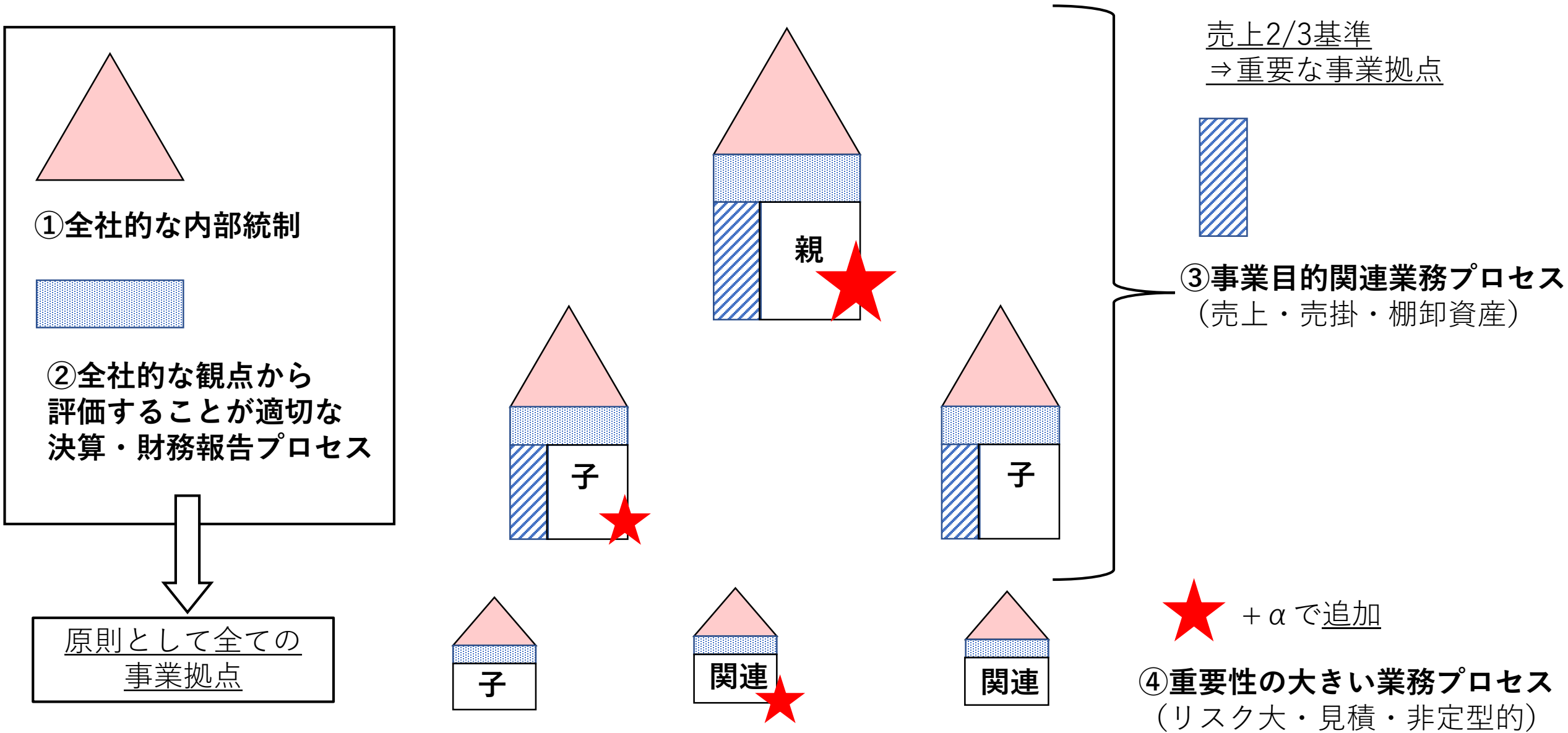
第2 Q経過後

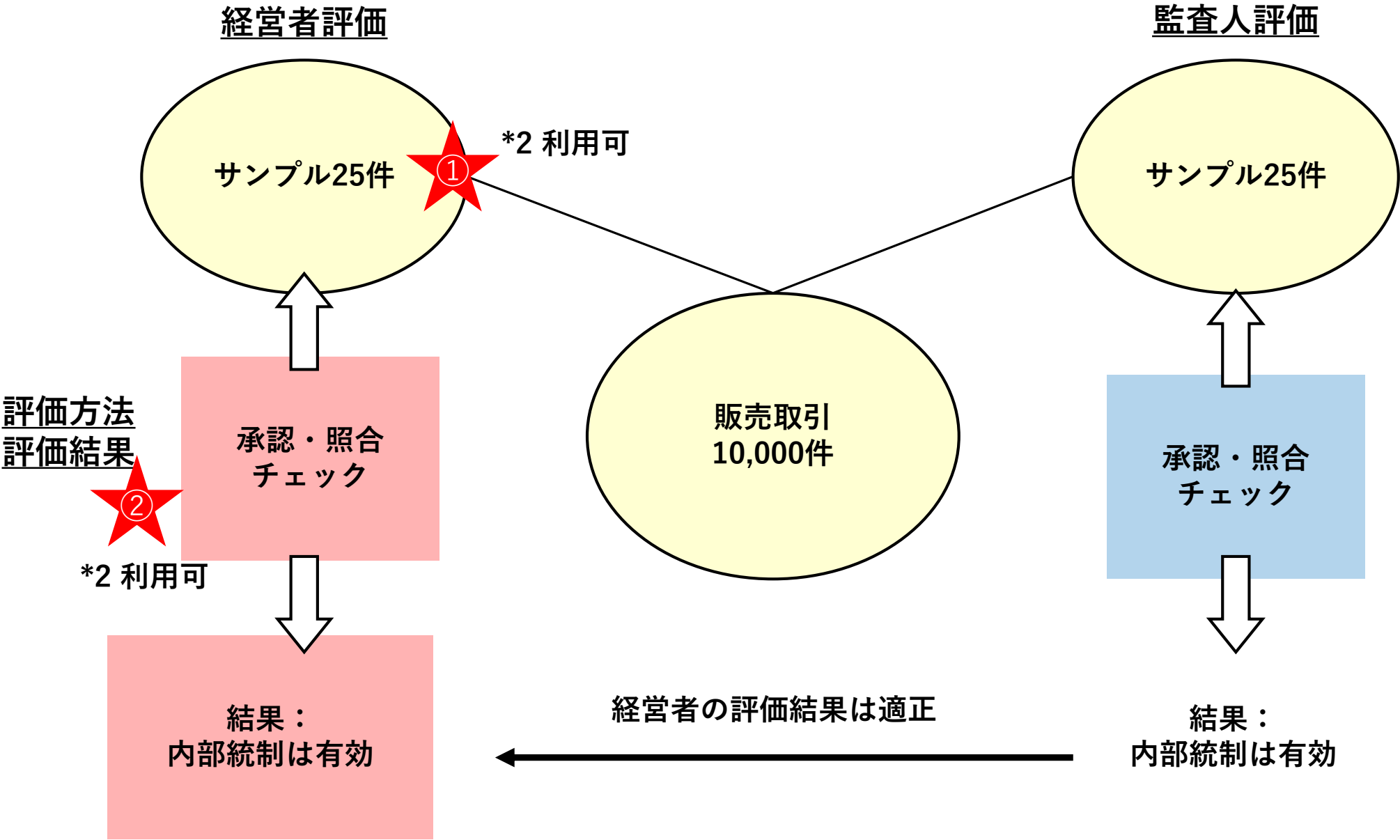
残り9ヶ月の評価は踏襲できるが
対応策は新たに3ヶ月分必要



- ①「全社的な内部統制」は「原則として全ての事業拠点」
- ②「全社的な観点から評価することが適切な決算財務報告プロセス(*3)」は①と同様
- ③「(売上等2/3基準等*2)重要な事業拠点を選定」→事業目的関連(売上・売掛・棚卸)の業務プロセス
- ④重要な事業拠点か否かを問わず、個別に評価対象に追加(リスク大・見積・非定型等の業務プロセス)(*4)

(注)経営者による評価範囲の決定は監査人と適時(計画の策定前)に協議(*1)←やり直しに要する時間を考慮





基本的に自ら選択&検討